



## 背景・意義

- 保護主義的な動きや新興国による市場歪曲的な措置(産業補助金、強制的な技術移転等)
- WTOドーハ・ラウンド停滞、現代化の必要性(電子商取引、投資、紛争解決、透明性向上等)

自由で公正なルールの構築を主導し、貿易自由化を推進する立場から、貿易自由化の旗手として世界に範を示すべく、本協定を締結(2019年2月発効)。  
**世界貿易の約1/3**を占める世界最大級の自由な先進経済圏が誕生。  
 (2022年時点で、EUの貿易総額は14.6兆ドル(シェア29.3%)。日本の貿易総額は1.6兆ドル(シェア3.3%))



### <EU概要>

構成国 27か国  
 (ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン)  
 総人口:4億4796万人(2023年)(日本の約3.6倍)

## 実施体制

- 原則として年1回、**合同委員会**(閣僚級)を実施。これまで第1回会合(2019年4月)、第2回会合(2021年2月)、第3回会合(2022年3月)、第4回会合(2023年4月)を開催。
- 12分野の**専門委員会・作業部会**を事務レベルで着実に実施。  
 (注:合同委員会の下に設置され、次の分野について原則として年一回実施。専門委員会:(1)物品の貿易、(2)原産地規則及び税関、(3)衛生植物検疫措置、(4)貿易の技術的障害、(5)サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引、(6)政府調達、(7)知的財産、(8)貿易及び持続可能な開発、(9)規制に関する協力、(10)農業分野における協力、作業部会:(1)ぶどう酒(2)自動車及び部品)

### <経緯>

2013年 3月 交渉開始決定  
 2017年 7月 大枠合意  
 2017年12月 交渉妥結  
 2018年 7月 署名  
 2018年12月 国内手続完了の通告  
 2019年 2月 発効

## 発効後の主要な進捗

(注:英国のEU離脱に伴い、2020年10月に**日英EPA**を締結、2021年1月発効。)

- 本協定の発効後、日EU間の貿易は、新型コロナの影響による減少はあったものの、2021年にはコロナ前の水準にまで回復し、以降も堅調に増加。**全体として拡大傾向**。
- 保護の対象となる**地理的表示(GI)**について**追加のための附属書改正**を実施(2023年には日EU双方で48件追加)。現在、全体で421件の地理的表示(GI)を保護。
- 2023年10月、本協定に**データの自由な流通に関する規定**を含めることに関する交渉について**大筋合意**を確認。2024年1月、同規定を協定に追加する**改正議定書**に署名。
- 貿易と持続可能な開発、環境、労働等の実施について市民社会と相互に協力する観点から、日EU双方の政府関係者及び**市民社会との間で共同対話**を4回実施。

### <参考>

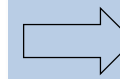
■日本のEPA・FTA  
 これまで24か国・地域と21の経済連携協定(EPA)が発効済・署名済(2023年7月現在)。

■EUの最近のEPA・FTA  
 ・韓国:2015年12月発効  
 ・カナダ:2017年9月暫定適用開始  
 ・シンガポール:2019年11月発効  
 ・ベトナム:2020年8月発効  
 ・英国:2021年5月発効  
 ・ニュージーランド:2023年7月署名  
 ・ケニア:2023年6月大筋合意

## 主な内容: 物品貿易

### 日本産品のEU市場へのアクセス

EU側関税撤廃率: **約99%** (注1)(注2)



#### 工業製品

- **100%の関税撤廃。**
- **乗用車**(現行税率10%): **8年目に撤廃。**
- **自動車部品**: **9割以上が即時撤廃**(貿易額)。
- **一般機械、化学工業製品、電気機器**: **約9割が即時撤廃**(貿易額)。  
※一般機械: 86.6%、化学工業製品: 88.4%、電気機器: 91.2%。

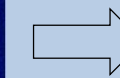
#### 農林水産品等

- **牛肉、茶、水産物**等の輸出重点品目を含め、**ほぼ全品目で関税撤廃**(ほとんどが即時撤廃)。
- **日本ワインの輸入規制の撤廃**(醸造方法の容認、業者による自己証明の導入)。  
**酒類の全ての関税を即時撤廃**。自由な流通が可能。
- **農産品・酒類**(日本酒等)に係る**地理的表示(GI)の保護**を確保。

**工業製品:** 大企業のみならず、メーカーに部品を納入する**中小企業にも裨益。**  
**農林水産品:** 4億人を超えるEU市場への**日本産農林水産物輸出促進**に向けた環境を整備。  
**酒類:** **輸出拡大とGI保護によるブランド価値向上。**

### EU産品の日本市場へのアクセス

日本側関税撤廃率: **約94%** (農林水産品: 約82%、工業品等: 100%) (注1)



#### 工業製品

- **化学工業製品、繊維・繊維製品**等:  
**即時撤廃。**
- **皮革・履物**(現行最高税率30%):  
**11年目又は16年目に撤廃。**

#### 農林水産品等

- **コメ**は、**関税撤廃・削減等の対象から除外。**
- **麦・乳製品**の**国家貿易制度、砂糖の糖価調整制度、豚肉の差額関税制度**は維持。関税割当てやセーフガードを確保。
- **ソフト系チーズ**は**関税割当て**とし、**枠内数量は国産の生産拡大と両立可能な範囲**に留めた。
- **牛肉**は**15年の関税削減期間とセーフガード**を確保。

## サービス貿易・投資・電子商取引

### サービス貿易・投資・電子商取引

- 原則全てのサービス貿易・投資分野を自由化。留保する例外措置・分野を列挙(ネガティブ・リスト方式)。
- 欧州で活動する日系企業のニーズに対応するルールを設定(電気通信サービス、金融規制協力等)。
- 電子商取引の安全性・信頼性確保のためのルールを整備(電子的な送信に対する関税賦課禁止、ソースコード開示要求の禁止)。

## 21世紀型のハイレベルなルール

### 国有企業・補助金

- 国有企業: 物品・サービス売買の際の商業的考慮、相手方民間企業に対する無差別待遇の付与を確保。
- 補助金: 通報義務、協議要請手続、一定の種類の補助金の禁止等を規定。

### 知的財産

- WTO・TRIPS協定より高度な規律を規定(営業秘密の保護、著作権の保護期間を著作者の死後70年に延長等)。
- 地理的表示(GI)の高いレベルでの相互保護。日本側GIは125件(「神戸ビーフ」、「夕張メロン」、「薩摩」、「日本酒」等)。

### 規制協力

- 日EU双方の規制当局が、貿易・投資に関する規制措置について、事前公表、意見提出の機会の提供、事前・事後の評価、グッドプラクティスに関する情報交換等を行う。